

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成17年11月17日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 許可年月日及び許可番号

平成17年 7月 8日 第 3 3 3 9 号

平成17年10月17日 変第 1 5 8 2 号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市南区久世大藪町149番地1（一部）、149番地3及び149番地5
（一部）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

京都市右京区太秦堀ヶ内町30番地53

有限会社幸都

代表取締役 山岡 弘幸

（都市計画局都市景観部開発指導課）